

山梨県富士吉田市 個人情報ファイル簿

管理番号	515-1
個人情報ファイルの名称	高校生等への特別支援金
部署	市民生活部 こども家庭センター こども福祉
個人情報ファイルの利用目的	基準日において市内に住民登録がある高校生等へ特別支援金を支給する
記録項目	氏名、性別、生年月日等、住所、口座番号等、
記録範囲	基準日に住民記録台帳により、高校生年代がいる世帯主を抽出及び市外に住民登録している高校生児童については、養育している父母等の申出により、申請を行ったうえで特別支援金を支給する。
記録情報の収集方法	申請
要配慮個人情報(・条例要配慮個人情報)が含まれるときは、その旨	要配慮個人情報を含む
記録情報の経常的提供先	なし
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	富士吉田市市役所
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	
個人情報ファイルの種別	
政令第21条第7項に該当するファイル	
行政機関等匿名加工情報の提案募集をする個人情報ファイルである旨	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	
行政機関等匿名加工情報の概要	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	
備考	
保有開始日	令和5年7月1日
廃止日	
最終更新日	
マイナンバーの有無	なし
対象者数	1,000人以上5,000人未満
記録情報の収集元	
個人情報ファイルを使用する事務の名称	

管理番号	利用個人情報取扱事務
利用個人情報取扱事務は登録されていません。	